

「非上場企業・中小企業への影響、 対応のあり方」について

平成24年3月29日

日本商工会議所 常務理事

宮城 勉

税務のための会計から、「経営に役立つ」会計へ

論点①・⑤

- デフレ下の厳しくかつ変動の激しい経営環境の中、従来にも増して、経営状況の的確な把握、利害関係者への財務情報や経営状況の説明の必要性が拡大
 - 他方、中小企業では、従来、経営状況の把握よりも、税務申告を念頭においた会計処理が中心
- ▼
- 会計の整備によって、税務申告に加え、経営力や資金調達力の強化を図っていくことが重要

2期連続黒字企業は、「財務・会計管理」に積極的に取り組んでいる傾向にあり

(東京都、東京商工会議所をはじめ都内中小企業支援機関が連携して行った、「経営力向上TOKYOプロジェクト」における企業診断結果による) <調査時点：平成21年度>

<2期連続黒字企業と「財務・会計管理分野」の相関性について>

◎:強い相関がある ○:相関がある

経理規程や会計手続きが文書化されている	○
月次試算表が作られ、それに基づいて月次の業績把握が行われている	◎
自社の粗利益率(加工高比率)の現状水準と傾向を知っている	◎
資金繰り表を作成して、管理している	◎
毎年度、売上高や利益など、経営の数値目標や計画を設定している	◎
損益分岐点の売上高を知っている	
総資本に対する自己資本(純資産)を高めるために、社内留保を重視し、過度に借金に依存しないようにしている	◎
現在必要としている運転資金の金額を把握している	
設備や備品の購入は場当たり的ではなく、計画的に行っている	○
複数の金融機関と取引するなど、特定の金融機関に依存しないようにしている	◎

(出典)平成21年度経営力向上TOKYOプロジェクト報告書より抜粋

260万中小企業が理解・活用できる会計の整備へ

論点②・③

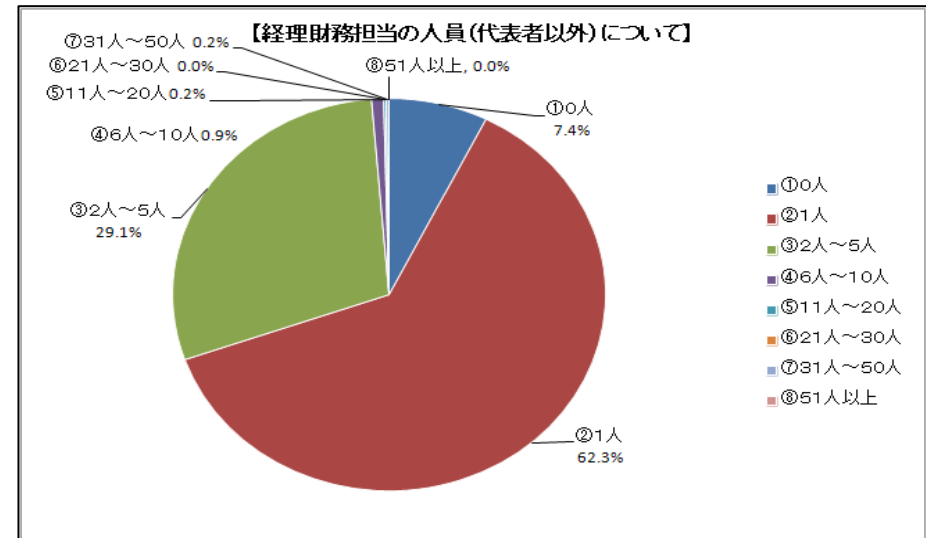
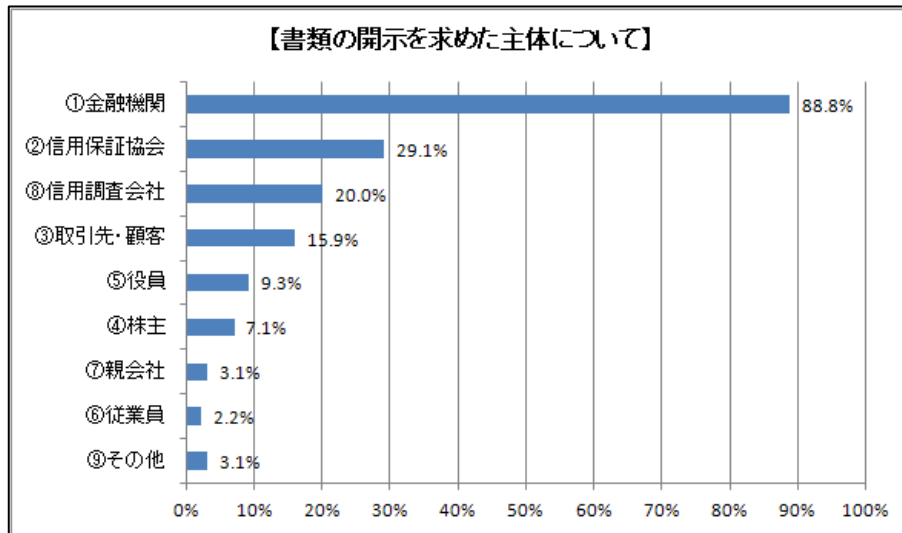
- 中小企業は以下の特性を有している
 - ①資金調達 : 金融機関からの借入が中心
 - ②利害関係者 : 計算書類等の開示先は限定的
 - ③経理体制 : 十分な経理体制を持ち合わせていない

- 適切な会計処理の確保に向け、以下の点が重要
 - ①中小企業が実務で慣習として行っている会計処理の中で、会社法の「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」に従うこと
 - ②中小企業の経営者が自ら理解して活用できること

計算書類の開示先が限定されていることや、会計処理の実態等を踏まえることが重要

論点③

- 中小企業の計算書類の開示先は限定的であり、経理体制も十分とは言えない



計算書類の開示先は、主として、取引金融機関、主要取引先、既存株主等に限られる。

経理担当者の人数が少なく、複雑な会計処理に対応出来る能力や十分な経理体制を持っていない。

(出典) 「中小企業の会計に関する基本要領」の概要 (平成24年2月)

- 中小企業においては、取得原価に基づく会計処理や法人税法を意識した会計処理が中心

中小企業の特性に応じた「中小会計要領」を取りまとめ

➤ 中小会計要領で示されている会計処理（例示）

【貸倒引当金】

決算期末における貸倒引当金の計算方法として、原則的な処理のほかに、法人税法上の中小法人に認められている法定繰入率で算定する方法も例示。

【棚卸資産】

棚卸資産は、原則として、取得原価で計上し、時価が取得原価よりも著しく下落したときは、回復の見込みがあると判断した場合を除き、評価損を計上。中小企業で多く利用されている「最終仕入原価法」を、他の評価方法と共に利用できることを明確化。

【退職給付引当金】

退職給付引当金について、適正な損益計算を行う観点から、当期末における自己都合要支給額を基に計上しなければならない旨を明記。従業員の在職年数等、企業の実態に応じて合理的に引当金額を計算し、自己都合要支給額を基礎として、例えば、その一定割合を計上。

- 今後、中小企業の国際展開が一層進んでいくことを踏まえ、「外貨建取引等」についても記載
- 利用者の利便性に考慮し、注記や様式集を例示

中小企業の会計は国際会計基準の影響を受けないものとするのが関係者の一致した意見

論点④

- 中小企業における資金調達先や利害関係者の範囲は限定的であり、経理体制は十分とは言えない
- 国境を越えて投資を行う投資家に対する比較可能性の高い会計情報の提供を主な目的とし、その導入に多大なコストを要するとされる I F R S または I F R S へのコンバージェンスが進んでいる会計基準を中小企業に適用させる意義は乏しい
- 中小企業関係者・企業会計基準委員会（A S B J）・金融機関関係者・会計専門家・学識経験者などが一体となって検討し、金融庁・中小企業庁・法務省も参画して、国際会計基準の影響を受けない「中小会計要領」を策定

【参考】

＜各種報告書における中小企業と国際会計基準の関係に関する記載＞

- ◆「我が国における国際会計基準の取扱いについて（中間報告）」
（平成21年6月30日 企業会計審議会）

非上場企業は、一般的に、上場企業に比してグローバルな投資の対象になっていないと考えられる。とりわけ、中小・中堅規模企業は I F R S 適用のニーズは低いと考えられ、I F R S に基づく財務諸表作成のための体制整備や準備の負担を考えると、非上場企業への I F R S の適用は慎重に検討すべきである。

- ◆「非上場会社の会計基準に関する懇談会 報告書」（平成22年8月30日）

本懇談会においては、「3. (1) ②非上場会社の財務諸表の利用者」の実態を踏まえると、非上場会社、とりわけ中小企業に適用される会計基準又は指針は国際基準の影響を受けず安定的なものとするべきである。

- ◆「中小企業の会計に関する研究会 中間報告書」（平成22年9月30日）

国境を越えて投資を行う投資家に対する比較可能性を高い会計情報の提供を主な目的として、その導入に多大な事務コストを要するとされる I F R S や I F R S へのコンバージェンスが進んでいる会計基準を中小企業に適用させることの意義は乏しく、現実的とはいえない。（中略）中小企業の会計処理のあり方について、I F R S を適用する必要はない。また I F R S へのコンバージェンスが進む会計基準とは、一線を画して検討が行われるべきである。

会計が「中小企業経営のインフラ」として活用されるよう 官民挙げた普及の取組みが重要

論点⑤

- 日本の企業数の99.7%、従業員数の約70%を支えている260万中小企業こそが、わが国経済の基盤
- 中小企業の成長・発展が地域経済を活性化させ、ひいては日本経済の再生に繋がっていく
- 中小企業の会計は、「中小企業経営のインフラ」として、その経営力向上・成長に寄与する
- 官民一体となって、その普及に継続的に取り組むことが重要
- 平成24年度からの3年間を集中広報・普及期間とし、まず初年度において、1万4千箇所を超える拠点を通じたパンフレット等を配布、研修・セミナー等も500回・2万人を超える規模で開催

<上記の他、計画されている普及・活用策>

- 日本政策金融公庫（国民生活事業部）は「中小会計要領」に従った計算書類を作成する中小企業に対し、利率を▲0.2%優遇する。（「中小企業会計関連融資制度」）
- 金融庁は、監督指針・金融検査マニュアルにおいて、金融機関が顧客企業に対して助言するにあたり「中小会計要領」等の活用を促していくことも有効であること等を記載。
- 中小企業庁は、補助金採択にあたっては、「中小会計要領」に従った計算書類の提出があった場合には一定の評価を行う。